

ダスキンヘルスレント広島西ステーション 運営規程

特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売事業

(事業の目的)

第1条 株式会社ケントクが設置するダスキンヘルスレント広島西ステーション(以下「事業所」という。)において、実施する指定特定福祉用具販売事業及び指定特定介護予防福祉用具販売事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の専門相談員(介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、又は厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者、若しくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認めるもの(以下「専門相談員」という。)が、要支援、要介護状態にあるものに対し、適正な指定特定福祉用具[指定特定介護予防福祉用具販売]を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要支援、要介護者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、適切な特定福祉用具(特定介護予防福祉用具)の選定の援助、取付、調整等を行い、指定特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]を販売することにより、日常生活の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。
2 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
3 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市区町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事業所、医療機関、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
4 前3項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)、「指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第35号)]に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
(1) 名 称 ダスキンヘルスレント広島西ステーション
(2) 所在地 広島県広島市西区中広町一丁目7番2号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
(1) 管理者 1名(常勤兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定特定福祉用具販売事業[指定特定介護予防福祉用具販売事業]の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
(2) 専門相談員 2名以上
専門相談員は、福祉用具サービス計画(特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売計画)の作成・変更等を行い、特定福祉用具の販売を行うとともに、利用者に対し、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう以下のことを行う。
1)特定福祉用具に関する相談援助、2)特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等の点検、
3)利用者の身体の状況等に応じた特定福祉用具の選定4)特定福祉用具の使用方法の指導
(3) 事務員 1 名 (常勤 1 名)は必要な事務を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次とおりとする。
(1) 営業日 月曜日から土曜日 (日・祝定休日 12月30日～1月3日まで休日とする)

(2) 営業時間 午前9時から午後6時
(提供方法、内容等)

第6条

指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供方法は次のとおりとする。

(1) 指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれてる環境を踏まえて選定し、使用できるよう専門的知識に基づき、使用方法の指導、留意事項、販売書用等に関する情報を提供する。
(2) 指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供に当たっては、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。

2 本事業所において取扱う特定福祉用具[特定介護予防福祉用具販売]の種目は厚生労働大臣の定める全種目とする。

(利用料等)

第7条

特定福祉用具[特定介護予防福祉用具]を販売した場合の利用料の額は、別添料金表によるものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費及び特別な搬入に要した経費は、その実額を徴収する。

(1) 事業所から、通常の事業の実施地域を越えて1kmにつき 50円

(2) 特別な搬入による場合 実 費

3 前2項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

4 指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対して利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条

通常の事業の実地地域は、広島市 廿日市市 大竹市 江田島市 山県郡とする。

(苦情処理)

第9条

指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を構ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に関し、法第23条の規定により市区町村が行う質問若しくは照会に応じ、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。

2 事業所は、サービスの提供に伴つて、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

- 第11条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。
- 2 事業者は、事故の状況や事故に際して取った措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずるものとする。
- 3 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
- 4 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

- 第12条 事業所は、利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- (1)虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3)その他虐待防止のために必要な措置
- 2 管理者を虐待防止に関する責任者とする。
- 3 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第13条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次とのおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1)採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2)継続研修 年6回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に関する記録を整備し、その完結の日から2年または5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ケントクと当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 3 年 8月 25日から施行する。